

# 当組合及び子会社等の概況

## 事業の概況

当組合グループは、当組合および連結子会社1社で構成されています。

連結子会社は、「県信ビジネスサービス株式会社」で当組合に係る用務の引受けを主要業務としておりますが、それらの事業の全体に占める割合は僅少であります。

連結経常収益は7,283,189千円、連結経常利益1,556,741千円、当期純利益1,178,991千円であり、今後も堅実経営を堅持しながら事業内容の見直しにより更なる効率化を図ってまいります。

### ●当組合及び子会社等の主要事業内容・組織構成

当組合グループにおいて営まれている主要な事業の内容と当組合並びに子会社・子法人等・関連法人等の位置付けは次のとおりであります。

- ◎ 当組合は、本店のほか37支店において預金業務・貸出業務・内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- ◎ 県信ビジネスサービス株式会社は、当組合に係る用務の引受けを主要業務として行っております。

## 子会社等の状況

(令和6年3月末現在)

|                      |                                   |      |  |
|----------------------|-----------------------------------|------|--|
| 名称                   | 県信ビジネスサービス株式会社                    |      |  |
| 所在地                  | 大分市中島西3丁目1番2号                     |      |  |
| 設立年月日                | 昭和62年12月25日                       |      |  |
| 決算月                  | 3月                                |      |  |
| 事業区分(根拠条文)           | 信用協同組合の行う事業に従属する業務(協金法施行規則第4条第4項) |      |  |
| 役員数                  | 20名                               |      |  |
| 資本金                  | 10,000千円                          |      |  |
| 当組合グループが所有する株式等の出資割合 | うち当組合分                            | 100% |  |
|                      | うち当組合グループ会社                       | 0%   |  |
| 支配関係                 | 子会社                               |      |  |



# 財産の状況(連結)

## 連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 1社(県信ビジネスサービス株式会社)
- (2) 非連結子会社数 0社  
当組合の子会社及び子法人等は、県信ビジネスサービス株式会社の1社であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

当組合には、非連結子会社・非連結子法人等及び関連法人等はありませんので、該当事項はありません。

### 3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社(1社)の決算日は3月末日であります。

### 4. のれんの償却に関する事項

のれんは発生しておりませんので、該当事項はありません。

### 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。

## 連結セグメント(事業別経常収益等)情報

連結会社は、金融業務のほかに一部で、計算事務受託業務、事業用不動産管理業務などの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 連結の業務指標

(単位:千円)

|          | 令和元年度       | 令和2年度       | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益     | 6,468,970   | 6,050,343   | 6,282,773   | 6,817,751   | 7,283,189   |
| 経常利益     | 375,600     | 580,766     | 731,686     | 1,848,765   | 1,556,741   |
| 当期純利益    | 243,653     | 391,546     | 683,771     | 1,814,256   | 1,178,991   |
| 純資産額     | 19,738,485  | 20,680,513  | 20,793,258  | 20,298,829  | 21,069,909  |
| 総資産額     | 487,387,733 | 529,952,869 | 542,033,623 | 536,359,588 | 537,966,258 |
| 連結自己資本比率 | 9.15%       | 8.96%       | 9.02%       | 9.21%       | 9.05%       |

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目           | 令和4年度          | 令和5年度          |
|---------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                |                |
| 現金預け金         | 136,053        | 126,410        |
| 買入手形及びコールローン  | —              | —              |
| 買現先勘定         | —              | —              |
| 債券貸借取引支払保証金   | —              | —              |
| 買入金銭債権        | —              | —              |
| 金銭の信託         | —              | —              |
| 商品有価証券        | —              | —              |
| 有価証券          | 116,314        | 104,226        |
| 貸出金           | 276,969        | 299,517        |
| 外国為替          | —              | —              |
| その他資産         | 1,834          | 2,352          |
| 有形固定資産        | 6,340          | 6,410          |
| 無形固定資産        | 98             | 79             |
| 退職給付に係る資産     | —              | —              |
| 繰延税金資産        | 364            | 361            |
| 再評価に係る繰延税金資産  | —              | —              |
| 債務保証見返        | 1,092          | 974            |
| 貸倒引当金(△)      | 1,616          | 1,392          |
| その他の引当金(△)    | —              | —              |
| <b>資産の部合計</b> | <b>537,452</b> | <b>538,940</b> |

| 科 目                | 令和4年度          | 令和5年度          |
|--------------------|----------------|----------------|
| <b>(負債の部)</b>      |                |                |
| 預金積金               | 501,895        | 514,271        |
| 譲渡性預金              | —              | —              |
| 借入金                | 11,945         | 4              |
| 売渡手形及びコールマネー       | —              | —              |
| 売現先勘定              | —              | —              |
| 債券貸借取引受入担保金        | —              | —              |
| コマーシャル・ペーパー        | —              | —              |
| 外国為替               | —              | —              |
| その他負債              | 1,298          | 1,703          |
| 賞与引当金              | 89             | 89             |
| 役員賞与引当金            | —              | —              |
| 退職給付に係る負債          | 45             | 17             |
| 役員退職慰労引当金          | 256            | 285            |
| その他の引当金            | 30             | 25             |
| 特別法上の引当金           | —              | —              |
| 繰延税金負債             | —              | —              |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 498            | 497            |
| 債務保証               | 1,092          | 974            |
| <b>負債の部合計</b>      | <b>517,153</b> | <b>517,871</b> |
| <b>(純資産の部)</b>     |                |                |
| 出資金                | 14,076         | 13,954         |
| 優先出資申込証拠金          | —              | —              |
| 資本剰余金              | —              | —              |
| 利益剰余金              | 8,401          | 9,469          |
| 自己優先出資金(△)         | —              | —              |
| 自己優先出資申込証拠金        | —              | —              |
| 組合員勘定合計            | 22,478         | 23,424         |
| その他有価証券評価差額金       | △3,229         | △3,403         |
| 繰延ヘッジ損益            | —              | —              |
| 土地再評価差額金           | 1,050          | 1,049          |
| 為替換算調整勘定           | —              | —              |
| 退職給付に係る調整累計額       | —              | —              |
| 評価・換算差額等合計         | △2,179         | △2,354         |
| 新株予約権              | —              | —              |
| 非支配株主持分            | —              | —              |
| <b>純資産の部合計</b>     | <b>20,298</b>  | <b>21,069</b>  |
| <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>537,452</b> | <b>538,940</b> |

## (令和5年度連結貸借対照表の注記事項)

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注)2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (注)3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
(旧枠築信用金庫については、平成11年3月31日)
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 2,482百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 4,035百万円  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,796百万円
- (注)4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 20年～50年 その他 3年～15年

- (注)5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (注)6. 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (注)7. 貸倒引当金は、予め定めている貸倒・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、当組合の貸出債権を資本的劣後ローンに転換し、当該ローンを債務者区分の判断において債務者の資本と見なす場合においては、予想損失率に基づき引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店において第1次の査定を実施し、融資部において第2次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した監査部が検証を行っており、その検証結果により上記の引き当てを行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,220百万円(累計額)であります。
- (注)8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (注)9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見

込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数値計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数値計算上の差異 各発生年度の職員の前年勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により配分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理  
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に相当する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

|  |            |
|--|------------|
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)             |            |
| 年金資産の額                                       | 219,079百万円 |
| 年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額                | 216,116百万円 |
| 差引額  | 2,962百万円   |
| (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日) | 2.349%     |

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該債務に充てられる特別掛金300百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

- (注)10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (注)11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- (注)12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- (注)13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (注)14. 理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
- (注)15. 理事及び監事に対する金銭債権総額 261百万円
- (注)16. 子会社の株式の総額 10百万円
- (注)17. 子会社に対する金銭債権総額 27百万円
- (注)18. 有形固定資産の減価償却累計額 6,561百万円
- (注)19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 824百万円   |
| 危険債権額              | 4,099百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | 66百万円    |
| 貸出条件緩和債権額          | 一百万円     |
| 合計額                | 4,990百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (注)20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、478百万円であります。
- (注)21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 6,020百万円

上記のほか、預け金24,079百万円を公金取扱い29百万円、為替決済保証金24,000百万円、及び仮差押保証金50百万円のために担保として提供しております。また、別途全信組連保障基金として1,399百万円を差し入れております。

- (注)22. 出資1口当たりの純資産額152円63銭
- (注)23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外国証券の一部は、利子の受け取りにおいて為替の変動リスクに晒されているものがあります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部並びに与信管理部、営業統括部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査委員会や常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM小委員会及びALM委員会又は経営会議において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部及び経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための対応等について、ALM委員会等と協議を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会等の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部及び経営管理部を通じ、常務会及びALM委員会等において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、「預け金」、「預金債金」、「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは「有価証券」にあたっては分散共分散法(保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間240営業日)、「貸出金」、「預け金」、「預金債金」、「借用金」、「有価証券」の内債券にあたってはモンテカルロシミュレーション法(保有期間120日、信頼区間片側99%、観測期間250営業日)により算出しております。

なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、日々のVaRと損益を比較するバックテストを定期的に行っております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

|              | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額      |
|--------------|----------|---------|---------|
| (1) 預け金(*1)  | 122,555  | 121,964 | △591    |
| (2) 有価証券     | 103,855  | 103,765 | △90     |
| 満期保有目的の債券    | 14,658   | 14,568  | △90     |
| その他有価証券      | 89,197   | 89,197  | -       |
| (3) 貸出金(*1)  | 299,549  |         |         |
| 貸倒引当金(*2)    | 1,377    |         |         |
|              | 298,171  | 279,848 | △18,322 |
| 金融資産計        | 524,582  | 505,578 | △19,004 |
| (1) 預金債金(*1) | 514,271  | 513,876 | △395    |
| (2) 借用金      | 4        | 4       | -       |
| 金融負債計        | 514,276  | 513,881 | △395    |

(\*1) 預け金、貸出金、預金債金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によります。投資信託は、公表されている基準価額によります。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については(注)25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金債金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の店頭表示利率で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、無利息で借入しており、同様の借入をしても利率が変わらないため、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分       | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 子会社株式(*1) | -        |
| 非上場株式(*1) | 361      |
| 組合出資金(*2) | 9        |
| 合 計       | 370      |

(\*1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24~16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注)25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

|     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価       | 差額    |
|-----|--------------|----------|-------|
| 地方債 | 3,524百万円     | 3,603百万円 | 78百万円 |
| 社債  | 894          | 897      | 2     |
| その他 | —            | —        | —     |
| 小計  | 4,419        | 4,500    | 80    |

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

|     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価       | 差額      |
|-----|--------------|----------|---------|
| 地方債 | 3,444百万円     | 3,307百万円 | △136百万円 |
| 社債  | 2,500        | 2,491    | △8      |
| その他 | 4,293        | 4,267    | △26     |
| 小計  | 10,238       | 10,067   | △170    |
| 合計  | 14,658       | 14,568   | △90     |

(3) 子会社株式で時価のあるものではありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

|     | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価   | 差額     |
|-----|--------------|--------|--------|
| 株式  | 658百万円       | 331百万円 | 326百万円 |
| 債券  | 7,407        | 7,356  | 51     |
| 国債  | 1,001        | 1,001  | 0      |
| 地方債 | 2,570        | 2,546  | 24     |
| 社債  | 3,835        | 3,808  | 26     |
| その他 | 1,237        | 1,051  | 186    |
| 小計  | 9,303        | 8,738  | 564    |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

|     | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価   | 差額     |
|-----|--------------|--------|--------|
| 株式  | 19百万円        | 20百万円  | 0百万円   |
| 債券  | 76,987       | 80,658 | △3,671 |
| 国債  | 4,398        | 5,008  | △610   |
| 地方債 | 34,100       | 36,257 | △2,156 |
| 社債  | 38,488       | 39,393 | △904   |
| その他 | 2,886        | 3,182  | △296   |
| 小計  | 79,894       | 83,862 | △3,968 |
| 合計  | 89,197       | 92,601 | △3,403 |

(注) その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
- ② 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、過去の一定期間の下落率を勘案します。

(注)26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

|  | 売却価額     | 売却益    | 売却損    |
|--|----------|--------|--------|
|  | 5,896百万円 | 504百万円 | 457百万円 |

(注)27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

|     | 1年以内     | 1年超5年以内   | 5年超10年以内  | 10年超      |
|-----|----------|-----------|-----------|-----------|
| 債券  | 6,423百万円 | 24,557百万円 | 42,445百万円 | 20,438百万円 |
| 国債  | 1,011    | —         | —         | 4,388     |
| 地方債 | 2,000    | 9,765     | 21,827    | 10,046    |
| 社債  | 3,410    | 14,791    | 20,617    | 6,003     |
| その他 | —        | 4,396     | —         | —         |
| 合計  | 6,423    | 28,953    | 42,445    | 20,438    |

(注)28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,591百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,591百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(注)29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 繰延税金資産            |        |
| 個別貸倒引当金損算入限度超過額   | 677百万円 |
| 貸出金償却損算入限度超過額     | 102    |
| 固定資産減損損失損算入限度超過額  | 85     |
| 減価償却損算入限度超過額      | 54     |
| 役員退職慰労引当金損算入限度超過額 | 79     |
| 有価証券減損損失損算入限度超過額  | 24     |
| 賞与引当金損算入限度超過額     | 24     |
| その他               | 24     |
| 繰延税金資産小計          | 1,073  |
| 評価性引当額            | △711   |
| 繰延税金資産合計          | 361    |
| 繰延税金負債            |        |
| その他有価証券評価差額金      | —      |
| 繰延税金負債合計          | —      |
| 繰延税金資産の純額         | 361百万円 |

(注)30. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金 1,392百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当組合は、自己査定基準(マニュアル)に基づき、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等により、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、重要な会計方針として(注)7.に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。これに加えて当事業年度の実績により信用リスクが高まったと推測される業種のうち、条件変更を行った正常先、要注意先(その他)、要注意先(要管理先)について、実績率を補正して追加的な引当金28百万円を計上しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判断における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は各貸出先の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。貸出先によっては、将来における改善見通しを具体化した経営改善計画等の策定見込等が、より重要な判断要素となる場合があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注)31. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要  
「大気汚染防止法の一部を改正する法律」に基づき、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法  
当該店舗の使用見込期間を20年と見積り、割引率は当該期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しています。
- (3) 当該資産除去債務の総合の増減
 

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 期首残高            | —百万円  |
| 当期認識額           | 26百万円 |
| 時の経過による調整額      | 0百万円  |
| 資産除去債務の履行による減少額 | —百万円  |
| 期末残高            | 26百万円 |

## 連結損益計算書

(単位:千円)

| 科 目              | 令和4年度            | 令和5年度            |
|------------------|------------------|------------------|
| <b>経常収益</b>      | <b>6,817,751</b> | <b>7,283,189</b> |
| 資金運用収益           | 6,074,288        | 6,253,031        |
| 貸出金利息            | 4,998,531        | 5,133,367        |
| 預け金利息            | 208,122          | 173,928          |
| 買入手形利息及びコールローン利息 | —                | —                |
| 買現先利息            | —                | —                |
| 債券貸借取引受入利息       | —                | —                |
| 有価証券利息配当金        | 746,514          | 826,278          |
| その他の受入利息         | 121,120          | 119,457          |
| 役務取引等収益          | 350,252          | 380,859          |
| その他業務収益          | 81,205           | 21,457           |
| その他経常収益          | 312,004          | 627,839          |
| 貸倒引当金戻入益         | 139,743          | —                |
| 償却債権取立益          | 62,961           | 61,936           |
| 持分法による投資利益       | —                | —                |
| その他の経常収益         | 109,299          | 565,903          |
| <b>経常費用</b>      | <b>4,968,985</b> | <b>5,726,447</b> |
| 資金調達費用           | 169,787          | 193,317          |
| 預金利息             | 168,759          | 192,736          |
| 譲渡性預金利息          | —                | —                |
| 給付補填備金繰入額        | 1,027            | 581              |
| 借入金利息            | —                | —                |
| 売束手形利息及びコールマネー利息 | —                | —                |
| 売現先利息            | —                | —                |
| 債券貸借取引支払利息       | —                | —                |
| コマース・ペーパー利息      | —                | —                |
| その他の支払利息         | —                | —                |
| 役務取引等費用          | 542,841          | 574,323          |
| その他業務費用          | 212,655          | 533,898          |
| 経費               | 3,706,992        | 3,842,409        |
| その他経常費用          | 336,709          | 582,499          |
| 貸出金償却            | —                | —                |
| 貸倒引当金繰入額         | —                | 279,549          |
| その他の経常費用         | 336,709          | 302,950          |
| 持分法による投資損失       | —                | —                |
| <b>経常利益</b>      | <b>1,848,765</b> | <b>1,556,741</b> |
| <b>特別利益</b>      | <b>36,932</b>    | <b>18</b>        |
| 固定資産処分益          | 9,350            | 18               |
| その他の特別利益         | 27,581           | —                |
| <b>特別損失</b>      | <b>36,861</b>    | <b>2,347</b>     |
| 固定資産処分損          | 65               | 1,468            |
| 減損損失             | 35,695           | 879              |

| 科 目                    | 令和4年度            | 令和5年度            |
|------------------------|------------------|------------------|
| その他の特別損失               | 1,100            | —                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>1,848,836</b> | <b>1,554,411</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 34,855           | 372,371          |
| 法人税等調整額                | △275             | △3,047           |
| <b>当期純利益</b>           | <b>1,814,256</b> | <b>1,178,991</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        | —                | —                |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>1,814,256</b> | <b>1,178,991</b> |

(令和5年度連結損益計算書の注記事項)

- (注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (注)2. 子会社との取引による収益総額 1百万円  
子会社との取引による費用総額 79百万円
- (注)3. 出賃1口当たりの当期純利益 8円32銭
- (注)4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

| 地 域  | 主 要 用 途 | 種 類   | 減損損失(千円) |
|------|---------|-------|----------|
| 宇佐市内 | 遊休資産    | 所有不動産 | 879      |
| 合 計  |         |       | 879      |

営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店(出張所含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、それぞれグループの最小単位としております。本部、事務センター、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

継続的な地価の下落等により、資産グループの1ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額879千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定士の鑑定評価結果をもって、合理的に算定しております。

## 連結剰余金計算書

(単位:千円)

|                  | 令和4年度     | 令和5年度     |
|------------------|-----------|-----------|
| <b>(資本剰余金の部)</b> |           |           |
| 資本剰余金期首残高        | —         | —         |
| 資本剰余金増加高         | —         | —         |
| 資本剰余金期末残高        | —         | —         |
| <b>(利益剰余金の部)</b> |           |           |
| 利益剰余金期首残高        | 6,678,594 | 8,401,816 |
| 利益剰余金増加高         | 1,831,803 | 1,179,765 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  | 1,814,256 | 1,178,991 |
| その他              | 17,547    | 773       |
| 利益剰余金減少高         | 108,582   | 111,825   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失  | —         | —         |
| 配当金              | 108,582   | 111,825   |
| 自己優先出資消却額        | —         | —         |
| その他              | —         | —         |
| 利益剰余金期末残高        | 8,401,816 | 9,469,756 |

## 連結協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

|                   |          | 残高<br>(A) | 担保・保証額<br>(B) | 貸倒引当金<br>(C) | 保全額<br>(D)=(B)+(C) | 保全率<br>(D)/(A) | 引当率<br>(C)/(A-B) |
|-------------------|----------|-----------|---------------|--------------|--------------------|----------------|------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和4年度    | 1,069     | 794           | 275          | 1,069              | 100.00%        | 100.00%          |
|                   | 令和5年度    | 824       | 603           | 221          | 824                | 100.00%        | 100.00%          |
| 危険債権              | 令和4年度    | 3,365     | 1,172         | 924          | 2,096              | 62.31%         | 42.15%           |
|                   | 令和5年度    | 4,099     | 1,264         | 674          | 1,939              | 47.30%         | 23.80%           |
| 要管理債権             | 令和4年度    | 39        | 19            | 19           | 39                 | 100.00%        | 100.00%          |
|                   | 令和5年度    | 66        | 42            | 23           | 66                 | 100.00%        | 100.00%          |
|                   | 三月以上延滞債権 | 39        | 19            | 19           | 39                 | 100.00%        | 100.00%          |
|                   | 貸出条件緩和債権 | 66        | 42            | 23           | 66                 | 100.00%        | 100.00%          |
| 小計                | 令和4年度    | 4,474     | 1,986         | 1,218        | 3,205              | 71.65%         | 49.00%           |
|                   | 令和5年度    | 4,990     | 1,909         | 920          | 2,830              | 56.71%         | 29.87%           |
| 正常債権              | 令和4年度    | 273,825   | —             | —            | —                  | —              | —                |
|                   | 令和5年度    | 295,718   | —             | —            | —                  | —              | —                |
| 合計                | 令和4年度    | 278,299   | —             | —            | —                  | —              | —                |
|                   | 令和5年度    | 300,708   | —             | —            | —                  | —              | —                |

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注)2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- (注)3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- (注)4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- (注)5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.2及び4に掲げるものを除く。)です。
- (注)6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1.2及び3に掲げるものを除く。)です。
- (注)7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注)8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (注)9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借契約によるものに限る。)です。
- (注)10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

# 自己資本の充実の状況等～定量的な開示事項(連結)～

## 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所有自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

## (2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

|   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---|---------|---------|
| コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)   |         |         |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額  | 22,379  | 23,323  |
| うち、出資金及び資本金剰余金の額  | 14,091  | 13,969  |
| うち、利益剰余金の額  | 8,399   | 9,466   |
| うち、外部流出予定額(△)   | 111     | 112     |
| うち、上記以外に該当するものの額  | —       | —       |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等   | —       | —       |
| うち、為替換算調整勘定   | —       | —       |
| うち、退職給付に係るものの額  | —       | —       |
| コ ア 資 本 に 係 る 調 整 後 非 支 配 株 主 持 分 の 額   | —       | —       |
| コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ る 引 当 金 の 合 計 額                                   | 371     | 452     |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額   | 371     | 452     |
| うち、適格引当金コア資本算入額   | —       | —       |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                  | —       | —       |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —       | —       |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額  | 69      | —       |
| 非支配株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第8項又は第9項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                        | —       | —       |
| コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)   | 22,820  | 23,776  |
| コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)   |         |         |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額   | 70      | 57      |
| うち、のれんに係るものの額   | —       | —       |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額   | 70      | 57      |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額   | —       | —       |
| 適格引当金不足額  | —       | —       |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する金額   | —       | —       |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額  | —       | —       |
| 退職給付に係る資産の額   | —       | —       |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額  | —       | —       |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額  | —       | —       |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額  | —       | —       |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額   | —       | —       |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額   | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額   | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額   | —       | —       |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額   | —       | —       |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額   | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額   | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額   | —       | —       |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額   | —       | —       |
| コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)   | 70      | 57      |
| 自 己 資 本 の 額 (イ) (ロ) (ハ)   | 22,749  | 23,719  |
| リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)   |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額  | 236,603 | 251,225 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額   | △5,500  | △5,502  |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー  | △7,049  | △7,049  |
| うち、上記以外に該当するものの額  | 1,548   | 1,547   |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額   | 10,232  | 10,667  |
| 信用リスク・アセット調整額   | —       | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額  | —       | —       |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)   | 246,836 | 261,892 |
| 連 結 自 己 資 本 比 率 (ハ) / (ニ)   | 9.21%   | 9.05%   |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

|   | 令和4年度    |         | 令和5年度    |         |
|---|----------|---------|----------|---------|
|   | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の合計額                                       | 236,603  | 9,464   | 251,225  | 10,049  |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー                                | 242,104  | 9,684   | 256,727  | 10,269  |
| (i) ソブリン向け  | 3,858    | 154     | 3,387    | 135     |
| (ii) 金融機関向け   | 37,686   | 1,507   | 37,559   | 1,502   |
| (iii) 法人等向け   | 76,188   | 3,047   | 81,242   | 3,249   |
| (iv) 中小企業等・個人向け   | 74,109   | 2,964   | 78,462   | 3,138   |
| (v) 抵当権付住宅ローン   | 2,276    | 91      | 2,117    | 84      |
| (vi) 不動産取得等事業向け   | 27,956   | 1,118   | 33,075   | 1,323   |
| (vii) 三月以上延滞等   | 2,870    | 114     | 3,202    | 128     |
| (viii) 出資等  | 3,645    | 145     | 3,691    | 147     |
| 出資等のエクスポージャー  | 3,645    | 145     | 3,691    | 147     |
| 重要な出資のエクスポージャー  | —        | —       | —        | —       |
| (ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー        | —        | —       | —        | —       |
| (x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー  | —        | —       | —        | —       |
| (xi) その他  | 13,514   | 540     | 13,988   | 559     |
| ②証券化エクスポージャー  | —        | —       | —        | —       |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                 | 0        | 0       | 0        | 0       |
| ルック・スルー方式   | 0        | 0       | 0        | 0       |
| マンドート方式   | —        | —       | —        | —       |
| 蓋然性方式(250%)   | —        | —       | —        | —       |
| 蓋然性方式(400%)   | —        | —       | —        | —       |
| フォールバック方式(1250%)  | —        | —       | —        | —       |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                  | 1,548    | 61      | 1,547    | 61      |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △7,049   | △281    | △7,049   | △281    |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額  | —        | —       | —        | —       |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー   | —        | —       | —        | —       |
| ロ. オペレーショナル・リスク   | 10,232   | 409     | 10,667   | 426     |
| ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)  | 246,836  | 9,873   | 261,892  | 10,475  |

(注)1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に

係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナルリスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉  
 相利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% - 8%  
 直近3年間のうち相利益が正の値であった年数

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

## (4)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高  
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

| 地域区分<br>業種区分<br>期間区分 | エクスポージャー<br>区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高                           |         |         |         |                |         |         |         | 三月以上延滞<br>エクスポージャー |       |
|----------------------|----------------|---|---------|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|--------------------|-------|
|                      |                | 貸出金、コミットメント及び<br>その他のデリバティブ以外の<br>オフ・バランス取引 |         | 債 券     |         | その他<br>(投資信託等) |         |         |         |                    |       |
|                      |                | 令和4年度                                       | 令和5年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和4年度          | 令和5年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和4年度              | 令和5年度 |
| 国                    | 内              | 535,550                                     | 539,775 | 278,665 | 301,155 | 105,469        | 98,494  | 151,415 | 140,125 | 3,687              | 3,616 |
| 国                    | 外              | 7,109                                       | 4,406   | —       | —       | 7,109          | 4,406   | —       | —       | —                  | —     |
| 地 域 別 合 計            |                | 542,659                                     | 544,181 | 278,665 | 301,155 | 112,579        | 102,900 | 151,415 | 140,125 | 3,687              | 3,616 |
| 製 造 業                |                | 17,858                                      | 17,334  | 8,735   | 8,111   | 9,122          | 9,212   | 1       | 11      | 26                 | 79    |
| 農 業、林 業              |                | 2,761                                       | 2,726   | 2,761   | 2,726   | —              | —       | —       | —       | —                  | 24    |
| 漁 業                  |                | 951   | 879     | 951     | 879     | —              | —       | —       | —       | 216                | 221   |
| 鉱業、採石業、砂利採取業         |                | 1,316                                       | 1,693   | 416     | 793     | 899            | 900     | —       | —       | —                  | —     |
| 建 設 業                |                | 23,361                                      | 23,186  | 22,661  | 22,486  | 700            | 700     | —       | —       | 251                | 330   |
| 電気、ガス、熱供給、水道業        |                | 6,697                                       | 6,450   | 1,283   | 1,252   | 5,395          | 5,197   | 17      | 1       | —                  | —     |
| 情 報 通 信 業            |                | 2,706                                       | 2,861   | 1,025   | 985     | 1,601          | 1,802   | 78      | 73      | —                  | —     |
| 運 輸 業、郵 便 業          |                | 9,502                                       | 9,501   | 5,827   | 5,359   | 3,604          | 4,104   | 70      | 36      | —                  | 18    |
| 卸 売 業、小 売 業          |                | 20,715                                      | 19,455  | 17,936  | 17,120  | 2,704          | 2,302   | 74      | 31      | 186                | 79    |
| 金 融、保 険 業            |                | 151,918                                     | 140,433 | 1,435   | 1,503   | 16,826         | 14,523  | 133,657 | 124,406 | —                  | —     |
| 不 動 産 業              |                | 43,367                                      | 45,371  | 38,778  | 40,579  | 4,589          | 4,792   | —       | —       | 274                | 275   |
| 物 品 賃 貸 業            |                | 1,236                                       | 1,247   | 635     | 641     | 600            | 606     | —       | —       | —                  | —     |
| 学術研究、専門・技術サービス業      |                | 2,758                                       | 2,651   | 2,758   | 2,651   | —              | —       | —       | —       | 4                  | 1     |
| 宿 泊 業                |                | 17,213                                      | 16,867  | 17,213  | 16,867  | —              | —       | —       | —       | 1,767              | 1,727 |
| 飲 食 業                |                | 5,674                                       | 6,047   | 5,674   | 6,047   | —              | —       | —       | —       | 220                | 175   |
| 生活関連サービス業、娯楽業        |                | 10,194                                      | 10,936  | 10,190  | 10,932  | —              | —       | 4       | 4       | 370                | 222   |
| 教 育、学 習 支 援 業        |                | 2,484                                       | 2,310   | 2,484   | 2,310   | —              | —       | —       | —       | —                  | —     |
| 医 療、福 祉              |                | 12,368                                      | 13,515  | 12,368  | 13,515  | —              | —       | —       | —       | 4                  | 30    |
| そ の 他 の サ ー ビ ス      |                | 14,476                                      | 15,275  | 14,457  | 15,254  | —              | —       | 19      | 21      | 57                 | 28    |
| そ の 他 の 産 業          |                | —   | —       | —       | —       | —              | —       | —       | —       | —                  | —     |
| 国・地方公共団体             |                | 103,877                                     | 108,393 | 37,311  | 49,628  | 66,534         | 58,759  | 31      | 6       | —                  | —     |
| 個 人                  |                | 68,341                                      | 76,253  | 68,341  | 76,253  | —              | —       | —       | —       | 307                | 400   |
| そ の 他                |                | 22,876                                      | 20,785  | 5,417   | 5,252   | —              | —       | 17,459  | 15,532  | —                  | —     |
| 業 種 別 合 計            |                | 542,659                                     | 544,181 | 278,665 | 301,155 | 112,579        | 102,900 | 151,415 | 140,125 | 3,687              | 3,616 |
| 1 年 以 下              |                | 45,907                                      | 47,281  | 40,202  | 40,133  | 5,684          | 7,137   | 20      | 10      | —                  | —     |
| 1 年 超 3 年 以 下        |                | 26,635                                      | 27,189  | 14,838  | 15,868  | 11,791         | 11,315  | 5       | 5       | —                  | —     |
| 3 年 超 5 年 以 下        |                | 34,550                                      | 38,248  | 16,555  | 17,777  | 17,995         | 20,471  | —       | —       | —                  | —     |
| 5 年 超 7 年 以 下        |                | 35,093                                      | 47,529  | 18,127  | 29,815  | 16,959         | 17,713  | 6       | —       | —                  | —     |
| 7 年 超 10 年 以 下       |                | 69,633                                      | 59,945  | 50,220  | 48,338  | 19,412         | 11,607  | —       | —       | —                  | —     |
| 10 年 超               |                | 178,826                                     | 183,271 | 138,091 | 148,615 | 40,735         | 34,655  | —       | —       | —                  | —     |
| 期間の定めのないもの           |                | 140,751                                     | 128,568 | 594     | 35      | —              | —       | 140,157 | 128,532 | —                  | —     |
| そ の 他                |                | 11,260                                      | 12,147  | 34      | 570     | —              | —       | 11,225  | 11,576  | —                  | —     |
| 残 存 期 間 別 合 計        |                | 542,659                                     | 544,181 | 278,665 | 301,155 | 112,579        | 102,900 | 151,415 | 140,125 | —                  | —     |

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等の資産や金融機関、学校法人、権利能力なき社団・財団等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 当組合は、信用リスクエクスポージャーにおけるデリバティブ取引は該当ありません。

## ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

50ページ参照



八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

|                 | 個別貸倒引当金 |       |       |       | 貸出金償却 |       |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 期末残高    |       | 期中増減額 |       | 令和4年度 | 令和5年度 |
|                 | 令和4年度   | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |       |       |
| 製 造 業           | 2       | —     | △3    | △2    | —     | —     |
| 農 業、林 業         | 0       | —     | 0     | △0    | —     | —     |
| 漁 業             | 55      | 32    | 44    | △22   | —     | —     |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 建 設 業           | 64      | 45    | △14   | △18   | —     | —     |
| 電気、カ ス、熱供給、水道業  | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 情 報 通 信 業       | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 運 輸 業、郵 便 業     | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 卸 売 業、小 売 業     | 72      | 44    | △58   | △28   | —     | —     |
| 金 融、保 険 業       | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 不 動 産 業         | 165     | 98    | △98   | △67   | —     | —     |
| 物 品 賃 貸 業       | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | —       | 0     | —     | 0     | —     | —     |
| 宿 泊 業           | 521     | 462   | △93   | △59   | —     | —     |
| 飲 食 業           | 47      | 33    | △19   | △13   | —     | —     |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 55      | 51    | △89   | △3    | —     | —     |
| 教 育、学 習 支 援 業   | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 医 療、福 祉         | —       | 2     | —     | 2     | —     | —     |
| そ の 他 の サ ー ビ ス | 39      | 22    | △82   | △16   | —     | —     |
| そ の 他 の 産 業     | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 国・地方公共団体        | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 個 人             | 218     | 145   | 113   | △73   | —     | —     |
| そ の 他           | —       | —     | —     | —     | —     | —     |
| 合 計             | 1,244   | 939   | △301  | △305  | —     | —     |

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定める<br>リスク・ウェイト区分<br>(%) | エクスポージャーの額 |         |        |         |
|-----------------------------|------------|---------|--------|---------|
|                             | 令和4年度      |         | 令和5年度  |         |
|                             | 格付有り       | 格付無し    | 格付有り   | 格付無し    |
| 0%                          | —          | 116,752 | —      | 108,410 |
| 10%                         | —          | 34,934  | —      | 30,242  |
| 20%                         | 5,009      | 130,393 | 6,410  | 129,746 |
| 35%                         | —          | 6,504   | —      | 6,049   |
| 50%                         | 24,606     | 991     | 24,405 | 892     |
| 75%                         | —          | 101,364 | —      | 107,228 |
| 100%                        | 611        | 120,545 | 211    | 128,887 |
| 150%                        | —          | 943     | —      | 1,695   |
| 250%                        | —          | —       | —      | —       |
| 1250%                       | —          | —       | —      | —       |
| そ の 他                       | —          | —       | —      | —       |
| 合 計                         |            | 542,658 |        | 544,181 |

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## (5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| 信用リスク削減手法<br>ポートフォリオ                                       | 適格金融資産担保 |       | 保 証   |       | クレジット・デリバティブ |       |
|--|----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
|  | 令和4年度    | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度        | 令和5年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー                                    | 16,051   | 4,190 | 1,100 | 1,100 | —            | —     |
| ① ソブリン向け   | —        | —     | 1,100 | 1,100 | —            | —     |
| ② 金融機関向け   | 11,939   | —     | —     | —     | —            | —     |
| ③ 法人等向け  | 1,591    | 1,662 | —     | —     | —            | —     |
| ④ 中小企業等・個人向け   | 2,448    | 2,494 | —     | —     | —            | —     |
| ⑤ 抵当権付住宅ローン  | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑥ 不動産取得等事業向け   | 50       | 19    | —     | —     | —            | —     |
| ⑦ 三月以上延滞等  | 12       | 11    | —     | —     | —            | —     |
| ⑧ 出 資 等  | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| 出資等のエクスポージャー   | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| 重要な出資のエクスポージャー   | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー        | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑪ そ の 他  | 10       | 2     | —     | —     | —            | —     |

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(注)2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

## (6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

## (7)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

## (8)出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

|        | 令和4年度    |       | 令和5年度    |       |
|--------|----------|-------|----------|-------|
|        | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 貸借対照表計上額 | 時 価   |
| 上場株式等  | 541      | 541   | 678      | 678   |
| 非上場株式等 | 1,479    | 1,479 | 1,503    | 1,503 |
| 合 計    | 2,020    | 2,020 | 2,181    | 2,181 |

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

|       | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|
| 売 却 益 | 25    | 83    |
| 売 却 損 | —     | —     |
| 償 却   | —     | —     |

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

|         | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|
| 評 価 損 益 | 70    | 325   |

(注)「貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で  
認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

| 評価損益 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|
|      | —     | —     |

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

ホ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される  
エクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

|                              | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------------|-------|-------|
| ロック・スルー方式を適用するエクスポージャー       | 6,301 | 4,142 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー         | —     | —     |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー     | —     | —     |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー     | —     | —     |
| フォールバック方式(250%)を適用するエクスポージャー | —     | —     |

(9) 金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

| IRRBB1:金利リスク |           | イ      |       | ロ      |      | ハ |  | ニ |  |
|--------------|-----------|--------|-------|--------|------|---|--|---|--|
| 項番           |           | △ EVE  |       | △ NII  |      |   |  |   |  |
|              |           | 当期末    | 前期末   | 当期末    | 前期末  |   |  |   |  |
| 1            | 上方パラレルシフト | 2,845  | 4,730 | △759   | △644 |   |  |   |  |
| 2            | 下方パラレルシフト | —      | —     | △99    | △184 |   |  |   |  |
| 3            | スティープ化    | 2,376  | 4,163 |        |      |   |  |   |  |
| 4            | フラット化     |        |       |        |      |   |  |   |  |
| 5            | 短期金利上昇    |        |       |        |      |   |  |   |  |
| 6            | 短期金利低下    |        |       |        |      |   |  |   |  |
| 7            | 最大値       | 2,845  | 4,730 | △99    | △184 |   |  |   |  |
|              |           | ホ      |       | へ      |      |   |  |   |  |
|              |           | 当期末    |       | 前期末    |      |   |  |   |  |
| 8            | 自己資本の額    | 23,719 |       | 22,749 |      |   |  |   |  |

(注)1. 当局の開示定義に従い、△ EVE のプラス表示は経済的価値減少、△ NII のプラス表示は期間収益減少を示しております。  
(注)2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

多くの皆さまにご高覧いただき、当組合に対するご理解を一層深めていただければと考えています！



第6回けんしんロールプレイング全店大会



ちかくにいるから、  
チカラになれる。